

【研究ノート】

関宿藩の終焉（その一）——記録が語る関宿藩の終焉——

林保

はじめに

関宿藩が幕末期において、勤王・佐幕の二派に分れて相争い、終には藩主久世広文が脱出し上野山に隠れる仕儀となつたことは、よく知られているが、ここに到る迄にどのような争いがあつたかについては、明確な資料が少なかつたが、今回はその少ない資料を紹介し、関宿藩の終焉を考察することにした。

関宿藩士の記録（読み下し） —遠山正功筆記—

四月

六日　君公上京相成り候ニ付キ、此ノ五日関宿表中之出シ（乗船場）出発、本日（六日）江府深川辺大工町御屋敷へ御到着。過ル三日留守居丹羽慎蔵・公辺大日付梅澤孫太郎殿、御上京ノ際、同書御差シ出ス・追而大日付河田相模守殿ヨリ、御同書ノ儀ハ御尤ノ事ニテ公辺ニオイテ聊モ御差支ヘ之無キ之旨、若年寄川勝備後守殿達シ之趣之有リ。

記中　上様と云へるは慶喜公をさすなり。

君公と云へるは廣文君をさす。

幼名謙吉復ハ出雲守又ハ隱岐守

嘉永六癸丑年月生

明治元戊辰年歲拾六

明治元年（慶應四年）戊辰（一八六八）改元ハ九月八日

二月

朔日　此年来、朝廷ヨリ出デ候様召シ為サ被レ候得共、君公御不快ニ付キ御断リ申シ上ゲ被レ宜処、亀井清左衛門満次、御名代トシテ上京仰セ付ケ被ル。平士小役三十九人隨從、

当日、江府邸出発

五日　總野之間賊徒横行、追々不二有^{アリテ}而形勢ニ相移リ候ニ付キ、御領分御取締リ為サ被レ御帰城相成リ度キ旨、公辺ニ御届

翌六日関宿表へ御帰城相成ル

同日監察山崎弥五右衛門・中小姓井口小十郎、京表ヨリ下向、是ハ、君公御病氣少シモ御快方ニ候得バ、押シテモ御上京相成リ候様、亀井方ヨリ申シ越シセシナリ。

六日　君公上京相成リ候ニ付キ、此ノ五日関宿表中之出シ（乗船場）出発、本日（六日）江府深川辺大工町御屋敷へ御到着。過ル三日留守居丹羽慎蔵・公辺大日付梅澤孫太郎殿、御上京ノ際、同書御差シ出ス・追而大日付河田相模守殿ヨリ、御同書ノ儀ハ御尤ノ事ニテ公辺ニオイテ聊モ御差支ヘ之無キ之旨、若年寄川勝備後守殿達シ之趣之有リ。

閏四月（慶應四年）

九日 会藩役人ヨリ妖シ服部半蔵・田口敬作ト云ヘル者、関宿城下台町へ相越シ、面会ノ儀申シ込ミ候ニ付キ、羽太庄兵衛・大坪省助兩人（町奉行兼外交掛）出合イ候處、此ノ度徳川様ノ御恩蒙リシ兵起チ有リ候間、御當家ハ徳川家御譜代ノ御家筋ニモコレ有リ候得バ、恩顧党ト相成リ、尤モ御承諾ノ上、宝珠花駅（城下ヨリ南ノ方三里程江戸川河岸）下手迄三百餘名ノ兵隊引纏置候之間、一小隊ナリニ小隊ナリ連レ入り致サレ度キ旨、我ニ掛合コレ有リ候間、當ニ徳川存亡ノ秋、敝藩ニ於イテモ、深ク心痛致シ、次々京都表ヘ徳川側家之儀ニ付キ、嘆願為シ置キ候次第モコレ有リ、且又上様ニモ御謹慎遊バサレ居リ、万一千官軍ヘ対シ手向等致シ候テハ、我方ヘ刃ヲ當テ候モ同様故、粗暴ノ拳動コレ無キ様、厚ク御流達モコレ有リ候折柄ナレバ、暴動ハ報恩ノ筋ニ相當リ申ス間敷キ旨、兩人ヨリ接話ニ相成リ候処、今日ハ協議モ相残リ候儀ハ、毎々申サズイズレニモ党與相成リ候ト、否ザルトノ一悉ヲ重役衆ヨリ、評議致シ呉レ度キ様申シ入レ候ニ付キ、党與ノ一悉ニ至リ候テハ、重役共ヘ評議候近モコレ無ク候。斷然不承知ノ旨相答ヘ候処、左様ナレバ無據事ナリ。併シ、不日御城下通行ノ際多人數ノ事故、粗暴ノ者コレ無シトモ申シ難キ杯申シ出デ候ニ付キ、此方ヨリ毎々之儀ニハコレ無ク候得共、萬一千暴動ノ所業コレ有リ候テ差シ置キ難キ次第二候間、務メヲ御相手ニ相成ル旨申シ聞カセ相別ル。

十日 上様大政御返上ノ後、藩内議論紛々一定致サズ尋而結城表混雜、且昨九日會藩脱人ヨリ党與申シ込ミ候以来一層騒然、或イハ脱走人ノ城下ヲ通行スル者ハ、一々コレヲ迎撃シ、勤王之実功ヲ表ワスベシ、或イハ脱人ヘ党與シ、徳川報恩之事ヲ計ルベシ杯ト。因而、藩廳元家老杉山市太夫正臣（對軒又ハ痴雲ト号

ス）・元家老木村正右衛門正則・元中老丹羽十郎右衛門忠教・元家老丹羽虚舟・元家老山路素兵衛・元中老小島弥兵衛・元中老三浦舍人・元用人船橋旦（隨庵）・元用人時田彦之進等ノ諸老ヲ相会シ協議セシム、杉山・船橋専ラ勤王ヲ主唱シ、木村・丹羽等専ラ佐幕ヲ論ズ。是ヨリ勤佐ノ党稍分ル。

十一日 城下江戸町ヘ麾下脱走ノ徒来タリ、重役ヘ面会申シ込ミコレ有リ、用人富田弘人・監察狩野稻藏出会

十二日 杉山對軒藩庁ノ委託ヲ受ケ、用人田邊與三郎同行出府、此ノ日夜ニ入り深川邸ヘ着。

十四日 杉山對軒、東海道鎮撫御總督ヘ罷リ出デ、總野ノ配勢等委敷ク陳述ニ及び、左之如ク願書御差シ出サ被ル。

私儀病氣快方ニ相趣キ候ニ付キ、急速上京仕リ度ク、発途召サ令メ當地着仕リ候処、昨今在所役人共罷リ越申シ出デ候ハ、會藩脱藩人ト唱ヘ、両三輩城下ヘ罷リ越シ出會ノ家來共ヘ申シ聞ケ候ハ、私在所土井大炊頭在所古河城之藩士ト及合、官軍相支ヘ度キ様内談ニ御座候間、私ヘ申シ聞キ達シ候モコレ無ク残暴ノ者ニ付キニ念無ク断リニ及ビ申シ候。

追々在所近辺伏セ仕リ候模様ニ付キ、片時モ安穩相成リ難キ候由申シ出デ候間、一先ヅ立チ戻リ幣邑守備仕リ度ク存ジ奉リ候、公儀ヘノ上京達シ延ビ及ビ候故、誠ニ似ツテ恐レ入り候得共、此ノ業御許容成シ下サレ候様仕リ度ク、尤モ小城小勢、守卒甚ダ以ツテ覚束無ク心痛之儀存ジ奉リ候、相成ル可キ儀御座候ハバ朝廷ノ御威光ヲ以ツテ鎮撫仕リ度ク、且往来立チ退カレ候川陸往来相改候。関所候モコレ有リ、咽喉之地ト存ジ奉リ候間、御旗號并ビニ御小人、奴共御差団成シ下サレ候ヘバ、冥加シ極有難仕合ニ存ジ奉リ候。

且又弊邑近郷徳川家并ビニ旗本領分之儀、此ノ節鎮撫

不行届之由近々徒党及ビ乱暴難渋之趣見捨テ、殊ニ城下近辺之隊ニテハ弊邑之深憂ニ御座候間、當分之内鎮撫蒙リ奉り、朝乱之龜絵図面相添ヘ此處ニ罷リ成リ、重々願奉リ候。

委細之儀ハ重役共差シ出シ候間、御糺シ成シ下サレ候様仕リ度ク存ジ奉リ候 恐惶謹言

十五日 東海道鎮撫御總督ヨリ御呼出ニ付キ杉山對軒寵り出デ 候処、參謀吉村長兵衛殿ヨリ左ノ御達シコレ有リ候。

久世隱岐守

其ノ方上京之儀當分見合セ、急速帰國致シ、士民ヲ鎮撫皇化ニ帰順候様、教諭致ス可キ肝要ナリ、且、其ノ封内要振之地ニハ、関川兵衛等嚴重ニ備へ致シ、萬一強梁之暴徒等徘徊ノ節ハ土井大炊頭ニモ申シ談ジ、臨機ノ作略コレ有ル可キ事。

東海道鎮守府

總督御印
副為御印

凶党暴行鎮静ノ為不日官兵差シ向ケ候間其ノ藩ニ於イテモ、應援ノ心得ヲ以ツテ臨機出兵コレ有ル可ク候、官軍安場一平差シ遣ハシ候モ条々指揮受ク可ク候事。

御朱印（バカリ）

辰四月

右御達シノ趣江府詰諸士へ有成リ候処、此ノタ諸士相会集シ藩廳ニ迫リ、方分總野紛乱、此ノ時麾下脱走徒并ビニ會藩脱人等、利根川以北之地ヲ連合ニ官軍ニ抗スルノ説アリ。

此際君公御帰城ハ勿論一同ニ出デ為シテモ、隨行致シ難ク何レニモ佐幕ノ事コレ無ク候テハ承致サザル趣申募リ、或ハ當家譜代ノ家筋ナレバ寧口封土ヲ奉還シ、麾下士ノ列ニ入り、徳川報恩之事ニ從事スベシ杯ノ説ヲ唱ヘ、

豈々佐幕論ヲ主張シ、對軒以下五・六名王義ヲ論ズル者コレ有リ候得共、終ニ纏マルヲ得ズ

十六日 江府藩廳（杉山對軒）再び諸士ヲ会シ順逆ヲ説諭ス、然レ共喋々前議ヲ執リテ引カズ、或ハ云フ、我々ヲシテ脱走ヲハカル事ヲ得セシメバ、報恩徒ラニ党與ノ関宿城ノ危急ニ陥ラザル様周旋ヲ致シ、然ル上ハ君公御帰城相成リ候モ可ナリト、是ニ於イテ藩廳其ノ頑強説キ難キヲ察シ、主唱者之中十三名ヲ撰ビ、脱走セシムベキヲ聴シ、縱令官軍、為ニ捕ヘラルトモ、久世家脱人タルコトヲ口外致サザル旨ヲ誓ヒ、脱走致サセ、而シテ不日君公ヘ帰城ヲ図ル。

十七日 杉山對軒・田邊與三郎・関宿へ帰ル。

以上辰四月十六日迄の記録である。江戸藩邸内に於ける勤佐藩士の論争の記録である。この記録で重視しなければない点が二つ程感じられる。一点は四月九日の記録で、会藩脱人の來訪により世情の如何なるかを具体的に把握し、恩顧党として佐幕の道を貫くか、或いは西軍（官軍）を受け入れるかの論争が具体化し始めたということである。情報の手に入れ方が非常におそかつたということができると云わなければならない。

四月十日の記録によると致仕或いは隠居中の杉山對軒や船橋隨庵等の力も借りなければ混乱状態を招き、はげしい論争の後杉山派・木村・丹羽派と勤・佐の別がはつきりしてきたことである。十日以後對軒が江府邸に赴き、勤王を説くが結果的にまとまらず對軒は関宿へ帰ることになった。この時は江戸藩邸で脱藩者容認の議が、龜井満次の仲介により、脱藩者は如何なる場合に於いても、関宿藩士であることとを伏せることを約束させ、十三人の者の脱藩を認め、いずれに転んでも久世氏の存続を願う姑息な方法を講じたことにあたることになる。このことが後に関宿藩の運命を左右することになら

うとは予測出来なかつた。

対軒は心に重い負担を抱き歸藩したのであつたが、彼を待ち受けたものは、更に重要な藩領内の不穏な情勢であつた。再び正功記に戻る。

四月

十九日 麽下并ビニ會藩（會津松平家）脱走之徒千五百人程岩

井駅止宿（會藩脱走人とあるが、鳥羽伏見で敗れた佐幕派の各隊の残党の集合隊と考えられ、残党とは云え強力な集団である。このへんにも情報の収集に乱れがあつたようを考えられる）御城下を距たる三里程東方に當る。

明二十日関宿城下通行ニ付キ人足繼立等用意コレ有リ度キ旨、注進申シ越シセシカバ、又々議論沸騰或ハコレヲ境町河岸ニ要シ邀撃スベシト、然ル処へ城下江戸町へ薩摩藩伊知地正治殿・野津七右衛門殿式百人引卒御縁込相成リ候ニ付キ、杉山對軒罷り出デノ上脱走徒ヨリ注進ノ陳述候處、明早朝進軍致サレ候趣ニテ、就イテハ川筋へ番兵差シ出ス可キ様御談ニ付キ、其ノ夜番兵手配コレ有リ候節、又佐幕諭家喋々不勝ヲ唱フル者有リ、對軒順逆ヲ説キ漸ク出兵相成ル。

此ノ両三日前、丹羽慎蔵関宿表ニ在リ、岩井表ヨリ継立ノ注進コレ有リ藩諭ノ沸騰セシ故、監察山崎弥五右衛門ヲ同行シ、岩井駅ニ至リ、関宿城下通行スルノ不利ヲ説キ、更ニ他路ヲトル可キ旨ヲ申シ入レ、此ノ夜慎蔵ハ江戸へ帰ル（関宿城守備を離れ脱藩に當る行為）

明日（二十日）官軍進撃の際、賊徒弥五右衛門并ビニ附屬島田某ヲ疑ヒ縛シテ寸断スト云ウ。

ここで杉山市太夫正臣（対軒）の記録によると、対軒は久世廣周の失脚以後永蟄居を命じられていたが、慶應二丁卯年十月二十八日に永蟄居を解かれるが未だ致仕の状態であつた。同四戌辰年（九月八日一世一元の制を定め明治と改元）藩内の勤佐の争いが沸騰し

て一大衝突を惹起するに至り、四月九日の會藩脱人を始め、諸藩或いは幕府の脱人等が城下に迫つて来る状況となり藩の進退を決しなければならない事態に追い込まれた時、対軒は致仕中であつたが、之を拒絶し大義名分を説き、廣文君を関宿城へ帰城すべきを強く勧きかけ、在府の藩士百余名を説得し、藩主廣文君の帰城を約して四月十七日に関宿城に帰つた。其の時の書面が左記の文である。正功の記録と重複する所があるが、一応記すことにした。（左記文読み下し・句読点・かなは筆者記す）

弊藩勤王事件、甚ダ以ツテ陋劣之次第、恐惶戰慄之仕合セコレ有リ、四月來諸藩官軍弊藩城中御宿陣數日之儀萬緒、上聞達シ居リ候儀ヲ、恐察奉リ候ヘ共、僕取り扱ヒ置キ候事件、一應陳述奉リ候。當四月九日會藩脱人ト称シ、服部半藏・田口敬作ト申ス者兩人弊邑城下へ罷り越シ、役人共面談之儀邑長（名主）ヲ以ツテ申シ込ミ候ニ付キ、則チ周旋役ノ者差シ出シ、面会致サセ候處、此ノ度徳川家興復之義兵ヲ挙ゲ、伊曾部（磯部）ト申ス處（城下ヨリ二里許リ）ヘ人數屯集ノ用意ニ付キ、兵員等利根川筋差シ登セ候間、當表門差シ支ヘ間相通シ申ス可ク、且當藩之儀ハ、徳川家御荷恩之家柄ニモコレ有リ候間、今般義挙ニ違約コレ有間敷、其ノ上藩士ノ内脱人ト称シ、五名十名ナリ、連レ入レ致ス可ク、此ノ方ヨリモ何人ナリ、城下へ差シ出シ申ス可クトノ掛合周旋役ノ者共申シ出デ、此ノ儀不容易ノ事ニ付キ、慶喜公御謹慎中右様ノ暴動ハ、コレ有ル間布様、大義ヲ以ツテ断然相捕へ候段、両人へ談ジ申サセ候處、人數差シ出ス儀不承知ニ候ハバ、金穀備用一時承引之儀ニ付キ、是亦断然相拒ミ候處、両人憤激ニ及ビ向後當城下通行之節、疎暴之儀コレ有ルモ斗リ難ク、此ノ段ハ断り置キ候。且船陸往還ハ天下ノ公路ニ付キ、相拒ミ候儀ハコレ有間布候、不日通行ニ及ブ可キ旨ニテ罷り帰リ候右ニ付キ、御總督府へ御届申し上グ可キ決議仕リ、即日僕并ビニ用人田邊與三郎出府仕り、右ノ段隠岐守（廣文）へ申し達し、且書面又以ツテ御届差シ候處、

橋本殿下ヨリ上京ニ及バズ、早々帰国近領迄モ鎮撫致ス可キ旨、

御朱印御下知章御下シ相成リ、隱岐守ニ於イハ感戴仕リ、即チ江府詰メ家臣へ、右御達章拝聞仕リ候處、一同不快ノ色ヲ起シ、對軒始ヘ不當ノ義申シ掛け候ニ付キ、種々大義順逆申シ諭シ候得共、佐幕報恩ノ持論強ク、奸臣共誅ス可クモ^{ヨア}舉ツテ^{オナ}誅ス可カラザル人員ニテ、僕始メ進退困迫仕リ、實以ツテ幼主違勅ニ陥入り候次第、種々尽力説諭仕リ候刻^{ホトトキ}、十三名ノ脱走申シ立テコレ有リ、幼主帰城同月廿日ト期刻仕リ、関宿城危急ノ折柄、僕・與三郎迅速歸國仕候處、又々前論暴起仕リ、僕両人共道ヲ以ツテ欺レ、遂ニ幼主^{ロウガラ}籠絡ニ及ビ候姦策ノ次第二御座候。（以下後記）

遠山正功記（辰四月）

四月

十九日 麽下并ビニ會藩脱走ノ徒千五百人程、岩井駅へ止宿、
(御城下ヲ距タルコト三里程東方ニ當ル) 明廿日関宿城
下通行ニ付キ、人足繼立等用意コレ有リ度キ旨、注進申
シ越シセシカバ、又々議論沸騰或ハコレヲ境川河ニ要シ
邀撃スペシト、然ル処へ城下江戸町へ、薩摩伊知地正治
殿・野津七左衛門殿・式百人引率御繰り込ミ相成リ候ニ
付キ、杉山對軒罷り出デノ上、脱走徒ヨリ注進ノ趣陳述
候處へ明早朝進軍致サレ候趣ニテ就イテハ川筋へ番兵差
シ出ス様御談ニ付キ、其ノ夜番兵手配コレ有リ候節、又
佐幕論家喋々不勝ヲ唱フル者アリ、對軒等百方順逆ヲ説
キ漸ク出兵相成ル。

此ノ両三日前丹羽慎蔵関宿表ニ在リ、岩井表ヨリ繼立
ノ注進コレ有リ藩論ノ沸騰セシ故、監察山崎弥五右衛門
ヲ同行、岩井駅ニ至リ関宿城下通行スルノ不利ヲ説キ、
更ニ他路ヲ取ル可キ旨ヲ申シ入レ、此ノ夜慎蔵ハ江戸ヘ
帰ル。

賊徒明日官軍進撃ノ報ヲ聴キ、弥五右衛門并ビニ島田
某ヲ疑ヒコレヲ縛シ寸断スト云フ。

杉山對軒の同月十九日の記録

辰四月十九日賊徒千五百人領内岩井駅へ止宿（城下ヨリ三里許
リ）翌日関宿へ侵入ノ風聞コレ有リ候、同日薩藩兵隊城下江戸町へ
御宿陣相成リ僕參謀伊知地正治殿、隊長野津七左衛門殿へ出會、賊
徒岩井駅止宿ノ旨報告仕リ、弊藩兵隊ノ儀ハ、弊城守禦仕リ候心得
ニテ、僕始メ船橋隨庵^{カイ}藩諸士へ告諭致シ、某々要所へ衛兵差シ出
シ、翌廿日拂曉長藩、大垣藩、諸隊岩井地方へ進軍ニ及バレ、午前
兵燹烟雲騰引、砲声相轟、勝敗未決ノ間、種々巷説コレ有リ、弊
城中守衛隊中、佐幕持論ノ奸臣共、一百名許リ脱走仕リ、小藩微勢
ノ折柄、尚以ツテ兵力相撓ミ、人心動搖殆ンド苦慮仕リ、漸城中ノ
残兵引纏メ、僕始メ決死憤激今日限りト相勵マシ候處、存外勢氣ヲ
取り直シ、一同決死防戦ノ心得ニ罷リ成リ候處、其ノ内官軍御勝利
賊徒敗走ノ報告相達シ、弊城危急ヲ相脱シ翌廿一日薩藩兵隊城下境
町へ御宿陣、重役御呼出ニ付キ、僕并ビニ町奉行羽太庄兵衛罷り出
デ候處、種々御糺間コレ有リ、近日來ノ始末委曲陳達、一身ヲ抛候
テ陳謝仕リ、猶佐幕持論之徒、未脱罷リ在リ候者三名召捕リ、御宿
陣へ差シ出シ御糺シヲ受ケ入牢申シ付ケ候。

遠山正功筆記

四月

二十日

早朝伊知地殿岩井駅へ進軍大勝利賊徒^{チリヂリ}散散

此ノ昼午ノ刻頃岩井地方ニ当タリ、頻リニ砲声相聞ヘ
候節、木村正右衛門等ハ定メテ官軍打チ負ケ、徳川報恩
兵ノ為ニ尾擊セラレ、程無ク當城へ攻メ入ル可クト相見
込ミ、江府邸へ相越シ君公守護致ス可キ様、触レ相廻シ
番兵先ノ者百三十人程ヲ誘イ出シ、江戸邸へ向ケ脱走。

此ノ夜佐幕論家六・七名補ラヘ獄ニ下ス。

ここで、杉山對軒と遠山正功の記録を重ね合わせて読むと、西軍
(官軍の以上なまでの速さでの関宿城到達である。これは幕末史が
語る如く西軍は平穩な江戸開城により、その周辺の佐幕派と目され
以つて日光街道を始めとして、奥羽に通じる主要街道筋の諸城を、

西軍勢力下におくべく、錦旗をかざし、判けば賊軍となることを唱え進軍を続けていたからに他ならない。関宿城へ迫つた西軍にして

も、岩井に賊徒集結の頃には、既に越ヶ谷を出発した西軍へ伊知地（正治、野津七左衛門）は四月十八日には向河岸（現幸手市西関宿）の問屋街に着到し、十九日には関宿城下江戸町に宿陣している。四月十七日杉山對軒と田辺与三郎が、江戸藩邸で大激論の後、帰宿した翌日には官軍が目と鼻の先に宿陣していたことになる。

又、賊徒岩井駅に集結については、藩領西和泉田村の豪士で神伝無念流の達人であつた麻生萬五郎福光が久世廣周より農士隊の結成を求められ、自宅邸内に養道軒道場を建て、村内の若者を集め剣術と学問を教導し、名学なき土魂の農民を育成した。これが関宿藩農士隊である。関宿城に賊徒が迫つた時岩井に迂回させたのは、この農士隊によるものである。萬五郎の記録によると「農士」の称号を与えたのは、

関宿久世大和守（廣周）殿より仰セ付ケラル

年号は文久三（一八六三）癸亥年十二月

麻生萬五郎横目小頭役教頭兼ヌ

とあり、以下三十二名の隊士の名が記されている。

慶應四年戊辰四月十三日関宿町植竹詰（廿五名の隊士名略）

四月十四日に隊士と共に城トの警備にあたる様命ぜられ、夜三度、昼三・四度位松山堤ヲ始メ台町□□堀ト云フ処ヨリ御門迄、夜三度廻レバ夜明ケニケリ、御城ノ前、調練場ハカガリ火ヲ焚キ、昼夜十一日、少シモ休マズ、少シモ睡ラズ、（少シモ休ミ下サル事ナシ）右之者（廿五名の隊士）昼夜指揮シテ四月廿日迄無事ニ相勤メ申シ候事。

この記録から四月十四日から四月廿日迄の緊迫した関宿の様子を察知できる。又、農士隊の活躍は冒頭の岩井へ賊徒を迂回させた功績がある。賊徒をして関宿城下を通行させない為、藩では農士隊十數名を中里宿に派遣し、関宿城下通行の不可能を説き、これを岩井に迂回せしめている。氣力とその迫力により迂回させたと云える。養道軒門下の農士隊の面目躍如たるものがある。

ここで再び杉山對軒記にもどり文を続けることにする。

右次第二付キ弊城中、勤佐之分界漸々判然相立チ、其ノ後追々官軍城下御通行相成リ、元来僻邑人馬差支候ニ付キ、夫錢等補助申シ付ケ候得共、何分引足申サズ、家中諸士廝養同様、御用弁仕リ且弊城内外ニハ伊州大村藩兵隊一千余御宿陣、右賄方等不行届ニハ御座候得共、彼是手繰リ仕リ、滯リ無ク相勤メ申シ候次第、且御軍監安場一平殿ニモ城中御宿陣ニ付キ（これにて関宿城が無血開城し官軍の手におちたことが解る）今般事件逐一御承知ニ及バレ、厚ク御配慮コレ有リ、隱岐守儀當城脱走並ビニ江府詰メノ者共ノ手ニ籠絡致サレ居リ候間、萬一ノ節ハ同人弟順吉・錦喜知両人、幸ヒ弊城中ニ罷リ在リ候間、一同協力実効ヲ相立テ候上ハ、御垂憐仰ギ奉リ度キ心得ニテ精勤仕リ、既ニ四月六日頃ニハ、柳原殿下（柳原前光）弊城御着陣御模様ニ付キ、一同有難ク欣躍奉リ、御迎ヘノ為加藤求馬助、先ツ以ツテ千住駅迄罷リ出デ、順吉・錦喜知、引続キ罷リ出デ候心得ニテ、既ニ用意候處、俄ニ御転陣ニ及ビ為サラン候ニ付キ、僕與三郎儀、大和田駅迄罷出デ候處、不図僕柳原殿下へ御目見仰セ付ケラン、段々是レ迄尽力ノ趣御賞蒙リ奉リ、有難ク欣躍感銘奉リ候、去リ乍ラ隱岐守儀、何分只今以ツテ帰城致サザル段一同焦心仕リ、某々出府探索仕リ、肥後藩ヘモ萬緒打チ合ハセ御周旋ヲ受ケ候得共、主人儀東叡山諸方へ押シ隠シ置キ、幾重ニモ手ニ乗リ兼不候折柄、大多喜表ニ於イテ安場一平殿ヨリ御内達ノ趣コレ有リ、僕始メ三十名出府、同月廿三日主人取り戻シトシテ、安場殿へ御隨從深川弊邸へ罷越シ候處、餘儀無キ場合相迫リ、姦徒等ト争鬭ニ及ビ候處、安場殿御始メ御附属ノ衆ヨリ、嚴敷ク御制止ヲ受ケ、速二人數引キ上ゲザルニオイテハ、從前正義主張ノ旨趣モ一時煙消ニ及ブ様御叱リニ付キ、一同扼腕切歎一先ヅ人數引キ上ゲ謹慎仕リ居リ候處、肥藩へ御預ケ仰セ置キナサラン候折柄、正大明白ノ御裁判蒙リ奉リ、情実御斟酌御寛大ノ思召、三十名在所表ニ於イテ、在邑ノ者一同謹慎、尤モ對軒儀ハ是迄通リ黒田邸へ謹慎罷リ在ル可キ旨御達章蒙リ、天恩ノ無涯雀躍ニ堪ヘズ感戴奉リ候、然ル處其ノ後僕儀伊

州藩へ御預ケ替へ罷成リ、六月廿九日御掛り疑ノ筋モコレ無キニ付キ、警護御人数引キ上ゲニ相成リ、佩刀等御渡シ相成リ、誠以ツテ御垂仁ノ程欣躍奉リ、尚七月三日伊州御藩迄病氣ニ付キ、在所へ引キ取り謹慎療養差シ加ヘ、謹慎仕リ度キ段歎願奉リ候處、同月五日願ノ趣御聞届ケ成シ下サレ、実以ツテ有難仕合ニ存ジ奉リ候、御在所へ罷帰リ療養差シ加ヘ、只今以ツテ弊室ニ閉居謹慎仕リ候、尤モ當八月二日弊藩ヨリ嚴敷ク謹慎申シ付ケラレ、敝宅門扉堅ク閉チ置キ申シ候。一体四月來國事、重立前件ノ通り取り扱ヒ候處、半途廢却ニ及ビ、恐レ乍ラ最前ノ着念貰キ兼不咽泣謹慎罷在リ候、尚御掛リ疑ノ筋御座候ハバ、御呼ビ出シノ上、御糺問成シ下サレ、其ノ上ニテ如何様ニモ仰セ付ケラレ、幼主罪譴ノ次第幾重ニモ御洞察蒙リ奉リ御寛大ノ御所置仰セ付ケラレ度ク、恐懼ヲ顧リミズ此ノ段伏シテ哀願奉リ候。

頓首 九拜

以上は杉山對軒が四月廿日の岩井戦争から、江府藩邸に於ける勤王への説諭工作そして十三名の脱藩者事件、更に深川藩邸へ幼主廣文取戻しの條に至るまでの陳述書である。杉山對軒の苦衷の程がよく分る歎願書である。

木村正右衛門（正則後に大夢と号す） 戊辰後経歴引用

木村正右衛門正則の記録戊辰後経歴によつて、城内の勤佐の争いによる混乱状況を知ることが出来る。（前略）近傍戦争ノ街衢トナルヲ以ツテ、城中婦女子荷擔テ近在ニ退ク（此ノ件ニ就イテハ、正右衛門ノ娘みわ子（嫁シテ中野みわ子）の自叙傳に細く述べられてゐるので後述）。家族モ向河岸（現幸手市西関宿）木村清兵衛ヨリ舟ヲ雇ヒ、中ノ出（船着場）ヨリ立チ退ク。とあり、正右衛門の記録には左記の如くある。

藩士ハ練兵場へ出場警備ス。非役中老丹羽十郎右衛門（忠教）ヨリ協議致シ度キ儀アリ、至急会所へ来会ノコト申シ来ル。直チニ行ク。既ニ同志ノ士（佐幕派）四・五十人集会、官軍ノ命ヲ受ケテ脱走兵ヲ討ツハ愠カラズ、東京藩士ハ悉ク同志ナレバ、直チニ上京共

ニ事ヲ謀ラント。予云フ、官軍ヨリ未ダ出兵ノ指揮モナク、又、君命モ待タズ、危急ノ城ヲ棄テ出京スルハ正義ニ非ザル旨ヲ説論シ、練兵場へ戻ル。

再度十郎右衛門ヨリ呼ビニ来ル。衆議一決上京ニ付キ、是非同行ナスペク申シ聞ク、一同出発。

（会所に集合した藩士は強い丹羽十郎右衛門の説に従い、結果的に徳川家報恩ノ大義を果たすべく報恩党（佐幕党）となり、在京中の主人廣文の下に結集し、在京藩士と共に君公廣文を守護し、敢へて一戦も辞さない覚悟をきめた。この夜練兵場に集合した藩士百余名が脱走している。木村正右衛門は始め在城して廣文を迎える心算であつたが、練兵場の雰囲気はすべて勤王派の藩士であつた為彼は「本意ナラザルガ止ムヲ得ズ跡ヨリ清兵衛宅ヨリ夜舟ニ乗ジ途中ニテ追ヒ付ク」

この関宿城脱走江戸邸での合流、このことはやがて廣文を始めとして関宿藩の運命を決定的な事態に陥し入れることになる。

遠山正功筆記

四月

二十一日 此ノ日午後木村正右衛門殿追々江戸深川邸へ入り込

ミ、諸士ヲ相集メ、関宿ハ今頃定メヲ落城セシナド、種々ノ妄説ヲ唱ヘ、當邸モ官軍ニ打チ因マル可キ哉モ団リ難シトテ、此ノ夜窃ニ君公ヲ連レ出シ、御分家久世下野守様方へ潜伏セシム。此ノ夜藩儒龜田保次郎始メ六名江府藩へ到リ、関宿城ニ殉ゼンコトヲ乞ヒ、拂曉深川邸出立。是レヨリ江戸邸ト関宿ノ間通路全ク絶ヘ、以後江府勤王論家幽囚同様ニテ、自由ニ邸外ニ出ルコトヲ得ズ。

この筆記によれば、木村正右衛門を始めとして、丹羽十郎右衛門や、佐幕派の藩士等が江府邸に集結し、幼君を潜伏させ、江戸勤王派はすべて関宿へ帰城し、江府邸は佐幕派の據点となり、君公廣文が勤王派に奪還されることを恐れ、おしかくしてしまつたことになる。官軍との約束は速かに帰城し、総野の間の鎮撫にあたらなければならなかつ

たのに、遂に官軍との約束も果たされることなく、勤王派の関宿帰城により、全く佐幕一辺党と化し、江戸と関宿の情報交換は途絶へ、互に孤立無縁の情況下に立つはめとなってしまった。正功筆記は暗に関宿藩が賊軍の烙印をおされることを恐れている様子を伺い知ることが出来る。正功は官軍の參謀本部の參謀木梨精一郎宛に、今回の不祥事につき、次の歎願書を差し出していることを記している。

閏四月日

參謀木梨精一郎殿差出候歎願書

先般隱岐守儀、旧痼快方相成り候ニ付キ上京仕リ度ク、既ニ江府表發途ニ及ビ候處、弊邑中浮浪騒擾之報告到来、速ヤカニ帰国鎮撫仕ル可キ様、御教書御下ゲ相成リ、有難キ仕合ハセニ存ジ奉リ候、然ル處弊藩中徳川報恩ノ名ヲ借り、猥リニ主張仕リ候者コレ有リ、方今賊徒張雄ノ浮説ニ惶惑シ、兎角主君帰國相拒ミ候ニ付キ、當表ヨリ屢申シ促シ候得ドモ、何分相果タサズ罷リ在リ候折柄、去月二十日領地岩井地方賊徒暴動ニ及ビ候ニ付キ、萬一當城下ニ迫リ候上ハ、我レ小藩微勢ナレドモ、必死防戦ヲ遂ゲ、勤王実効相立ツ可キ迄決議申シ達シ候處、首魁共從來大義ヲ辨ヘズ、殊ニ即今強弱之訛言ヲ伝ヘ、俄ニ幼主帰城守護ノ妄言ヲ以ツテ、多人数及び去月ヨリ剩サヘ、居城ノ危急ヲ見捨て、江府邸中ニ乱入シ、同惡相語ラヒ方策打チ合ハセ候ニ、官兵江戸邸ヲ打チ囲ム可キナド等申シ触ラシ、老少ヲモ立チ退カセ、幼主ヲ欺キ插ミ及び脱走、又々邸中ニ聚散ニ致シ候様承リ及び、急速當表ヨリ探索十六日 是ヨリ先軍監安場一平殿関宿城御在陣相成リ候ニ付キ、去月来藩ノ内動搖及ビ奸徒共、君公ヲ籠絡シ、所々數多差シ立テ候得共、唯今ニ蹤跡相分リ申サズ候、尤モ此ノ様相成リ候次第ハ、從来怠惰ニ安ンズルノ輩、先年中先代大和守正義主張遺訓モコレ有リ候處、自己ノ意見ヲ以ツテ屢妄論ヲ立テ上京一義相拒ミ、且當今強弱ノ浮説ニ心憶シ、平生不忠不義ノ心底今日ニ發展仕リ候事ニ御座候、殊ニ幼昧之主君忠邪ノ弁モ付キ兼不ル事、欺瞞ノ甘言ニ誘レ候、私共取り斗ヒ不束ノ到リ、深ク恐れ入リ奉リ候。

然シ乍ラ私共一同ハ故大和守ノ遺訓堅固ニ相聞キ大義講究常々

心掛ケ罷在リ、去冬以来御達シノ面謹ンデ拝談奉リ、勤王ノ義ハ封國ノ大義ト一筋ニ相心得居リ候處、暴徒却ツテ報恩ノ義知ラザル様相唱ヘ、無知ノ衆庶ヲ煽動シ、今日両般ニ相成リ候事ニ御座候。然シ乍ラ私共小藩ニ候、微力ニ候テハ廝卒同様供給使令仕リ度ク候得共、君主城中ニ官軍招請奉リ候段、幾重ニモ恐レ入り奉リ候次第、殊ニ在志ノ家人共追従コレ無キ上ハ何様ノ心得違イコレ無シトモハカリガタク、私共深ク心痛仕リ候間、隱岐守弟順吉、錦喜知兩人并ビニ祖母儀モ城中ニ罷リ在リ、仰ギ願ハクハ隱岐守歸国仕リ候節、幼年ニハ罷リ在リ候得共、家政向取り締リ仰セ付ケラレ候得バ、一先ヅ方向定メ、一以ツテ勤王奉公ノ決心尽力仕ル可ク闔藩炎ガバシホムラ之臣民一同此ノ上ナキ感激ノ至リニ存ジ奉リ、恐レ乍ラ寛典ノ配リ置キ然ル可キ様御沙汰成ラレ候様御沙汰成シ下サル様、幾重ニモ伏シ願ヒ奉候。誠惶頓首謹言

辰閏四月

閏四月

參謀木梨精一郎宛歎願書提出後の遠山正功筆記

富田久太夫 印
杉山 對軒 印
以下七名連署

十六日 是ヨリ先軍監安場一平殿関宿城御在陣相成リ候ニ付キ、去月来藩ノ内動搖及ビ奸徒共、君公ヲ籠絡シ、所々ヘ押シ隠シ、今ニ帰城コレ無ク、藩屏ノ名分モ相立タズ、一藩ノ存亡此ノ時トイヅレモ心痛致シ居リ候。是迄六・七名出府探索ヲ遂ゲ居リ、取戻シ方苦心罷在リ候趣及ビ陳述、此ノ上ハ朝威ヲ以ツテ、君公取戻シ方ノ儀相願ヒ、其ノ後安場殿上總大多喜表ヘ御転陣相成シ、十日過ギ頃、俄カニ對軒儀ヲ同所ヘ召シ呼バラレ候。内談コレ有リ對軒一旦帰郷ノ上、三十名ヲ召シ連レ此ノ夕出府。

十八日 杉山對軒他両名隨行、總督御本陣ヘ罷リ出デ、參謀吉村長兵衛殿ヘ面会致シ、君公取戻シノ事ヲ哀請致シ候處、

吉村殿申サレケルハ、即今上野山内屯集ノ彰義隊暴行ノ

コレ有ルベカラズ、總督ニ於ヒテ彼是御配心罷為シ在リ候折柄ニ於イテ御請合成立候ニ付キ、一先ヅ歸郷、時機相待チ候方然ル可キノ旨御談コレ有リ。

十九日 江府詰永尾三之助（小役）ヲ召シ捕ル。

廿一日 江府詰由岐七郎（近習頭）ヲ召シ捕ラヘ、君公當時深川邸へ罷り入り為ルノ旨相分ル。

廿二日 對軒總督御本營へ罷り出デ安場殿（前日上總表ヨリ出府）へ面会。

此ノ日召シ捕リ候由岐七郎ノ言ニヨリ、主人隱岐守當時深川邸ニ罷在リ候旨申シ述ベ候處、慥ニ居場所相分リ候儀ナレバ明朝、肥後守并ビニ大村家人数差シ出シ深川邸へ至リ、取戻シノ御談下サレ候様申サル可ク候。

廿三日 朝六ツ時過ギ杉山對軒始メ三十名、總督御宿當出デ候處、肥後家并ビニ大村家人数ノ儀ハ差シ支ヘコレ有リ、差シ出シ難キ由ニ付キ、安場殿并ビニ附屬横山助之進・藤木岳之助殿へ隨行、深川邸へ相越シ候途中、安場殿ヨリ對軒儀ハ一步先ヘ罷リ越シ、君公ヲ此方ヘ引キ合ハセ候様、取り斗ラフ可キ旨御談ニ付キ、三十名ヲ二手ニ分ケ、一手ヲ裏口へ相廻シ、一手ハ對軒へ隨從、内玄関へ相廻リ、執次ヲ請ヘ共出合コレ無シ。

依ツテ銃口ノ方ヲ相越シ候節、俄ニ六・七名抜刀ニテ出合イ遂ニ争闘ト罷リナリ、江府詰ノ者五名即死、此方負傷者三名有リ、右争闘中安場殿相越サレ候テ双方ヲ取リ鎮メ、對軒方三十人ハ、即時彦根邸へ引キ上ゲ謹慎致スベキ様申シ渡サレ候。

一先ヅ同邸へ引キ上ゲ、尋イデ肥後藩へ御預ケ、謹慎仰セ付ケラル旨總督ヨリ御達シ、此ノ夕白金台町肥後邸へ護送相成ル。此ノ時奸徒共ハ君公ヲ隣邸へ押シ隠シ、此ノ夜池之端邊麾下士中村某ノ邸へ一泊翌廿四日上野山内勸善院へ潜匿セシム。

この廣文潜匿のことについて、木村正右衛門は次のように記して

いる。（戊辰後経歴）

前略、君公を隣家に立退かせ難をのがれてから（深川邸乱斗事件後の廣文の潜伏行）中略御分家御後見久世下野守殿へ罷り越し、右の者（家臣か）早速深川邸へ帰る。乱斗の際、切り殺されし者は、高橋環・伊沢某・滝沢欽弥・堀江金十郎・丸元治五人共丸山本妙寺へ葬る。昨夜下宿せざれば此の危難免れざりし、関宿と江府との関係かくの如き形勢に成りしかば、後難計り難じとて、君公を浅草龍虎隊へ頼みし者ありて、同隊へ御潜伏の旨承まわる。此の隊は烏合の曖昧隊にて、頼むべからざるを聴き、罷り越し隊長に面会、君公の帰邸を談ぜし処、彼奇貨となし、容易に出さざりしが、終に承諾、同寺を出て久世下野守殿牛込邸へ御同道、四・五日御滞在、又、旗本の士小石川鷹匠町大久保次郎右衛門宅へ四・五日御滞在。同家親戚山岡鉄太郎（鉄舟）隣家に居住し、幕府大監察にて勢力ありし入なれば、大久保紹介にて面会倚頼す。同人申しけるは、藩内相敵視するより、官軍につきたき者は官軍となり、徳川氏に就きたき者は徳川氏の人となる然る可しと言はれしかば、尤も希望する所御周旋然る可く相願い度しと答へし所、然らば下野守殿御後見の儀に付き相談の上取計ふ可き所存申し聞く。其の後右趣儀如何相成りしやを承りし所、下野守殿不承知に付き、行なわれ難き旨申され大いに失望す、君公の御潜伏の場所に窮し、丹羽慎蔵上野執當覚王院に謀り、宿坊勸善院へ御潜伏。此の際幕府の士同山へ集合。下略

廣文が上野山勸善院に潜伏するには正右衛門の記録にみられるよう、糺余曲折があつたのである。

對軒を始めとする勤王派の者五十名が、深川藩邸に於いて起こした、争闘は江府内に於いて暴動をおこしたという理由で、廣文を関宿へ帰城謹慎させるべき方策が、官軍の意向に背く結果となり、肥後藩邸へお預けとなつてしまつたことである。この一事が関宿藩の運命を決することになつたのである。（つづく）

註 参考文献は次号に記す。

（はやし・たもつ 当館客員研究員）